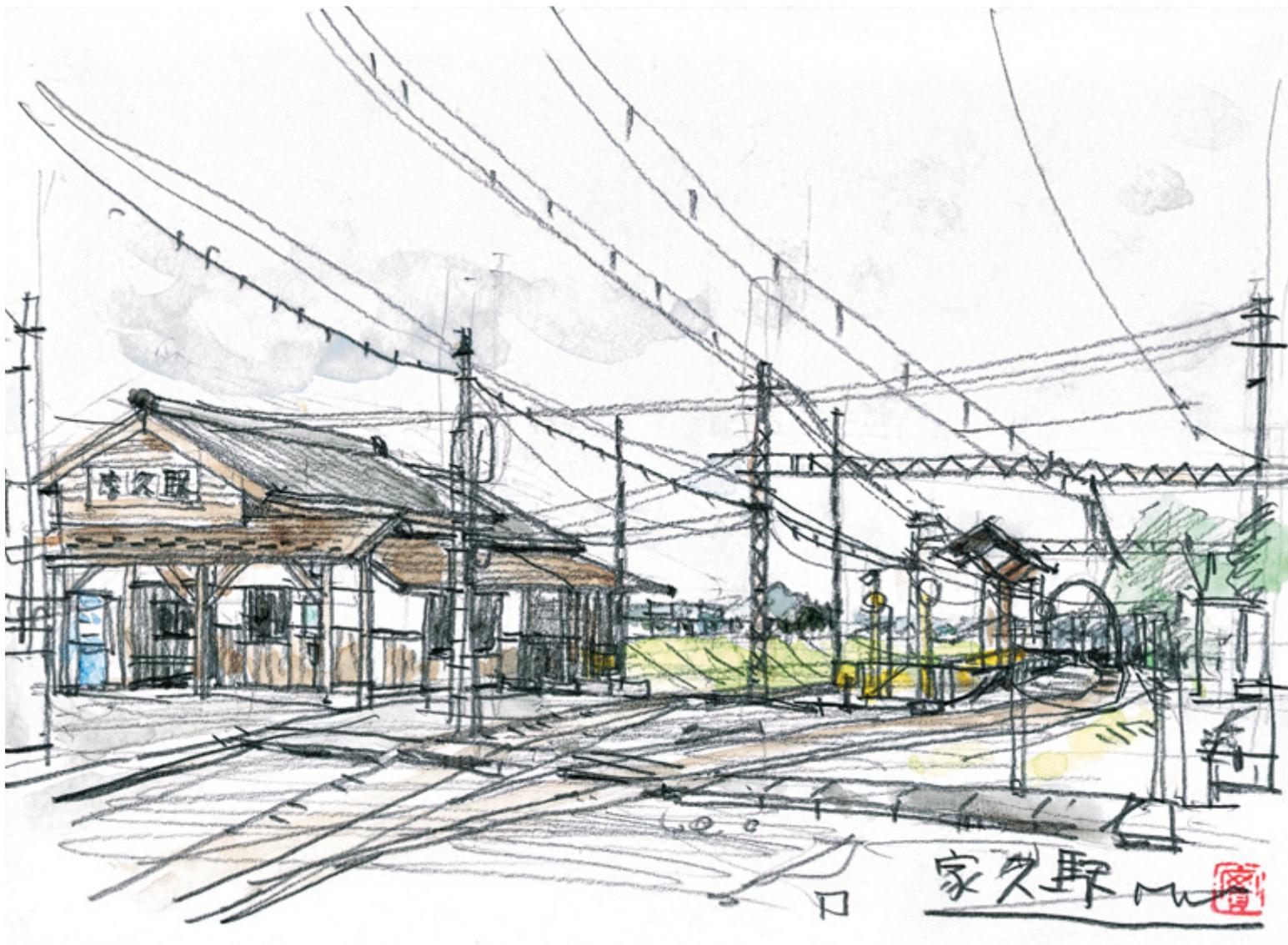


社会保険 ふくひ

2016年
8・9月号



福武線沿線を行く

画/松宮 実

(株)松宮設計事務所所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

〈家久駅〉

住宅街の中にある無人駅。駅舎のすぐ西側を吉野瀬川よしのせが流れています。当駅からは越前市のコミュニティバス「のろっさ」が発着します。

職場内で回覧しましょう

社会保険協会からのお知らせ

一般財団法人 福井県社会保険協会

平成27年度事業報告および決算報告

会員事業所の皆様には、日頃より当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。去る6月に通常理事会、定時評議員会を開催し、平成27年度の事業報告と収支決算について、慎重に審議が行われ、いずれも原案どおり可決承認されました。

平成27年度事業報告 (概要)

1 広報事業

- 1 広報紙「社会保険ふくい」(偶数月発行)を会員事業所および関係機関に配付し、社会保険制度の周知・啓発に努めました。
- 2 ホームページにより、当協会の事業案内の他、社会保険制度の周知・啓発に努めました。

2 制度普及事業

- 1 「社会保険の事務手続」を会員事業所に配付しました。
- 2 6月に「社会保険事務講習会」、10月に「新任事務担当者講習会」、2・3月に「シニアライフセミナー」を開催しました。

3 健康づくり啓発事業

職場に医師・栄養士等を派遣し、健康づくりを実践しました。

4 福利厚生事業

- 1 「ゴルフ大会」「ボウリング大会」を実施しました。
- 2 「海の家」「けんこうの湯(夏季・冬季)」「スキーリフト」「アイススケート」「県外宿泊施設」「海遊館」の利用補助事業を実施しました。

平成27年度正味財産増減計算書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

● 経常増減の部

(単位：円)

経常収益	受取利息	9,526
	受取会費	39,958,000
	事業収益	268,400
	雑収益	137,163
	経常収益計	40,373,089
経常費用	事業費	20,337,893
	管理費	19,635,456
	経常費用計	39,973,349
当期経常増減額		399,740

● 経常外増減の部

(単位：円)

経常外収益	0
経常外費用	0
当期経常外増減額	0

当期一般正味財産増減額	399,740
一般正味財産期首残高	35,077,746
一般正味財産期末残高	35,477,486

※詳しくは当協会のホームページをご覧ください。

第7回 社会保険協会ゴルフ大会のご案内

福井県社会保険協会では、被保険者の健康づくりに役立てていただくため、社会保険協会ゴルフ大会を開催いたします。奮ってご参加ください。

参加を希望される方は、下記の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、9月16日(金)までに郵送またはFAXにてお申し込みください。定員は40名です。先着順に受け付けますので、お早めにお申し込みください。

なお、参加を希望される方は、当協会の平成28年度の会費が納入されているかご確認のうえ、お申し込みください。

日 時：9月27日(火)午前9時スタート

場 所：フォーレスト福井ゴルフクラブ
〒910-3252 福井市燈豊町42字53番地
電話：0776(83)1118
HP：http://www.forest-gc.jp/

競技方式：ダブルペリア方式

参加費：お一人様 7,000円
(当日会場にてお支払いください)

表 彰：優勝、2位、3位、飛び賞、BB賞、参加賞等

プレー代
昼食代を
含めて
この金額

第7回 社会保険協会ゴルフ大会参加申込書

事業所名称	
	事業所整理記号・番号	
事業所所在地	〒	
参加される方のお名前	年齢※1	携帯電話番号※2

※1 同スコアの場合、年齢の高い方を上位としますのでご記入ください。

※2 緊急時等の連絡のため記入をお願いします。(ゴルフ大会以外では使用しません。)

お申し込み・お問い合わせ

◆(一財)福井県社会保険協会

〒910-0831 福井市若菜町508番地福井県鉄工会館2階 ☎0776(53)8016 FAX0776(53)8112

「新任事務担当者講習会」を開催します

福井県社会保険協会では、社会保険制度や労働(雇用)保険制度に関する講習会を開催します。

新任の事務担当者や制度をさらに勉強したい方を対象といたしますので、お早めにお申し込みください。

●講習会の実施要綱

- 講習の内容**
- ① 社会保険の加入と保険料、事務手続き
 - ② 健康保険の給付と事務手続き
 - ③ 労働(雇用)保険の事務手続き

- 講師**
- ① 福井県内の年金事務所
 - ② 全国健康保険協会福井支部
 - ③ 福井県内の公共職業安定所

受講料 無料
(社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方)

定員 各会場とも30~50名(先着順)
※締切後、ハガキにてご連絡いたします。

●開催日時・会場

※各会場とも13時30分開始、16時終了の予定

開催月日	開催会場	所在地・電話番号
9月14日(水)	プラザ萬象 会議室3	敦賀市東洋町1-1 TEL 0770(22)9711
9月15日(木)	福井県中小企業産業大学校 特別教室	福井市下六条町16-15 TEL 0776(41)3775
9月16日(金)	ハートピア春江 YURI情報室	坂井市春江町西太郎丸 15-22 TEL 0776(51)8800
10月11日(火)	武生商工会館 会員サロン	越前市塚町101 TEL 0778(23)2020
10月12日(水)	福井県立若狭図書学習センター 研修室	小浜市南川町6-11 TEL 0770(52)2705
10月13日(木)	多田記念大野有終会館 303号室	大野市天神町1-19 TEL 0779(65)8766
10月18日(火)	福井県中小企業産業大学校 特別教室	福井市下六条町16-15 TEL 0776(41)3775

●申し込み要領

申込書を作成し、必要事項をご記入のうえ、9月6日(火)までにお申し込みください。(FAX可)

▼申込書記入事項

平成28年度 社会保険新任事務担当者講習会受講申込書	
受講者のお名前	
事業所名	
事業所整理 記号・番号	(記入例) 01 アイウ 12345
事業所所在地	〒
受講希望日	年 月 日
受講会場名	
連絡・照会先	会社TEL等

申込書は福井県社会保険協会のホームページからダウンロードできます。
<http://www.fukui-shahokyo.jp>
 ※お申し込みいただいた内容(個人情報等)は、講習会以外の目的で利用することはありません。



お申し込み・お問い合わせ

◆(一財)福井県社会保険協会

〒910-0831 福井市若栄町508番地 福井県鉄工会館2階 ☎0776(53)8016 FAX0776(53)8112

平成28年
10月から

特定適用事業所^{*}でパートなどをされている被扶養者の方が要件に該当する場合

厚生年金保険・健康保険の適用対象となります

^{*}厚生年金保険の被保険者数の合計が、1年で6ヵ月以上、500人を超えることが見込まれる事業所

社会保険制度の格差を解消するため年金機能強化法が成立し、平成28年10月からパートタイマーなど短時間労働者への厚生年金保険・健康保険の適用拡大が行われます。これにより短時間労働者の方の社会保険の加入要件が変わります。



パートタイマーなど短時間労働者への適用拡大のポイント

勤務時間・勤務日数が正社員の3/4未満で下の要件にすべて該当すると被保険者として加入します。

加入要件

- ① 週の勤務時間20時間以上
- ② 月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③ 勤務期間1年以上見込み
- ④ 学生ではない
- ⑤ 従業員501人以上の企業^{*}

^{*}現在、500人以下の企業も、労使の合意に基づき企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする法律が国会に提出されています。

Q 年収の基準が130万円から106万円へ。該当するのはどのような人？

A 被扶養者の年収の基準は「130万円未満」となっていますが、適用拡大後の加入要件にすべて該当する場合は、年収が130万円未満でも健康保険に加入します。また、厚生年金保険においても第3号被保険者から第2号被保険者となり、厚生年金保険料を納めることになります。

- Aさんの場合 週25時間勤務 月額賃金：9.5万円 従業員数：1,000人 → **加入する**
 Bさんの場合 週24時間勤務 月額賃金：8万円 従業員数：600人 → **加入しない** ※いずれも学生ではない

健康保険の被扶養認定の同居要件が一部変更になります

平成28年10月1日より健康保険の被扶養認定における兄弟の同居要件が廃止されます。

健康保険法による被保険者の兄弟と弟妹の被扶養認定要件については、兄弟(被保険者との同居要件あり)と弟妹(同居要件なし)の間に格差が設けられていましたが、**兄弟の同居要件が廃止**されるため、同居の確認書類の添付は不要となります。

※収入要件に変更はありません。

	被扶養対象者	同居要件
変更後	① 被保険者の直系尊属、配偶者(内縁も含む)、子、孫および兄弟姉妹	無
	② ア. 被保険者の三親等以内の親族で、①以外のもの イ. 内縁関係にある配偶者の父母および子 ウ. イの配偶者の死亡後におけるその父母および子	有

●お問い合わせ先

各年金事務所「厚生年金適用調査課」 福井0776(23)4512 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901 (厚生年金適用徴収課)

平成28年度 「わたしと年金」 エッセイ募集中

あなたと公的年金のエピソードを
お聞かせください。

主催：日本年金機構

後援：厚生労働省・文部科学省・全国高等学校校長協会・全国都道府県教育委員会連合会



応募要項

応募作品

- あなたと公的年金制度をテーマにしたエッセイ。
公的年金の大切さ、応募者ご自身や身近な方と公的年金とのかかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、なんでも結構です。
- 日本語で1,000～2,000文字以内。
- 氏名、氏名ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属(会社名、学校名等)を明記してください。
- 内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。
- 応募作品は返却しません。
- 受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。

応募資格

中学生以上の方

応募締切

平成28年9月5日(月) 締切日消印有効

優秀作品

厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選
受賞者には、賞状の授与並びに記念品を贈呈します

提出先・ お問い合わせ先

日本年金機構 相談・サービス推進部
サービス推進グループ「わたしと年金」担当まで
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24
電話番号 03(5344)1100(代表)



詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

平成28年度 わたしと年金

検索



事業主・経営者の皆様へ

協会けんぽ、福井新聞社 主催

健康経営セミナーを開催します

企業の業績は社員の健康状態に比例する!?

昨今ますます注目を集めている「健康経営」。協会けんぽでも、事業主様の「健康づくり宣言」を通じ、事業所様の健康づくりを推進しています。

そこで、今年度も第一線で活躍されている講師をお招きして、事業主・経営者様向けの「健康経営セミナー」を開催いたします。

日程等につきましては、現時点で確定していることは下記のとおりです。申込方法等の詳細は、協会けんぽ福井支部のホームページをご覧ください。福井新聞にも広告を掲載します。

※「健康経営」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

「健康経営」を学んで…

- 売り手市場でも選ばれる会社に!
- 生産性を向上させたい!
- 企業価値を高めたい!
- 労働人口の減少、高齢化に備えたい!

好評につき 今年度は3会場で実施!

第1回

日時：平成28年9月14日(水) 14:00~16:00
場所：福井商工会議所ビル

第2回

日時：平成28年10月19日(水)
場所：ニューサンピア敦賀

第3回

日時：平成28年10月25日(火) 14:00~16:00
場所：武生商工会館



主催：全国健康保険協会(協会けんぽ)福井支部、福井新聞社

後援：福井県、福井県商工会議所連合会、福井県商工会連合会、福井県中小企業団体中央会、福井県経済同友会、福井県経営者協会、福井県医師会、福井県歯科医師会、福井県薬剤師会、健康保険組合連合会福井連合会、福井県国民健康保険団体連合会、福井県社会保険労務士会、福井県社会保険協会

※順不同

お問い合わせ先



全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL0776(27)8301
(企画総務グループ)

予防が
大切!

健診のあとは 特定保健指導をご利用ください!

協会けんぽでは、生活習慣病予防健診(加入者ご本人様向け健診)を受診された結果、生活習慣病発症のリスクがある方に健康相談(特定保健指導)を実施しています。

また、より多くの皆様に生活習慣改善の機会を提供させていただくため、特定保健指導を右記の健診実施機関に委託しており、生活習慣病予防健診と特定保健指導が受けられます(生活習慣病予防健診とセットですので追加費用はかかりません)。医療機関によっては血液の再検査を受けられます。健診の結果をふまえて、生活習慣を見直し、特定保健指導のもとで病気の予防に努めましょう!

福井県内の特定保健指導実施機関

健診機関名	所在地	電話番号
福井県予防医学協会	福井市和田2-1006	0776(23)2777
福井県労働衛生センター	福井市日光1-3-10	0776(25)2206
福井総合クリニック*	福井市新田塚1-42-1	0776(21)1300
春江病院	坂井市春江町針原65-7	0776(51)1503
広瀬病院	鯖江市旭町1-2-8	0778(51)3030
公立丹南病院*	鯖江市三六町1-2-31	0778(51)2260
林病院	越前市府中1-5-7	0778(22)0336
越前町国民健康保険織田病院	丹生郡越前町織田106-44-1	0778(36)1000
国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町33-1	0770(25)1600

*血液検査なし

特定保健指導ではこんなサポートが受けられます

保健師等の専門家が、一人ひとりに合った目標と一緒に考え、生活習慣の改善をお手伝いします。

動機づけ支援

初回 個別面接またはグループ学習で生活習慣の改善について一緒に考えます。

6ヵ月後 電話やメール・手紙などで生活習慣の改善状況などを伺います。

積極的支援

初回 個別面接またはグループ学習で生活習慣の改善について一緒に考えます。

3~6ヵ月後 個別面談や電話・メール・手紙などで生活習慣の改善を継続的にサポートします。

6ヵ月後 電話やメール・手紙などで生活習慣の改善状況などを伺います。

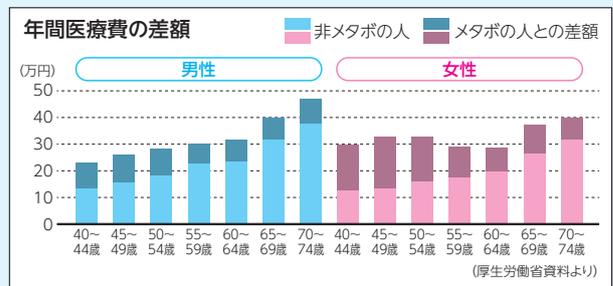


メタボを放っておくと、どうなる?

医療費がかさみ、不健康で不自由な生活になるおそれ!

メタボの人は、非メタボの人に比べて年間の医療費が9万円ほど高くなります。メタボと関係が深い高血圧症や糖尿病、心臓病や脳卒中などの生活習慣病が原因とみられています。1年間でこれだけの差額ということは、生涯では医療費の差額が莫大な金額になってしまいます。

また、生活習慣病の合併症によって後遺症が残ると、一生不自由な生活を強いられることになります。



お問い合わせ先

全国健康保険協会 福井支部
協会けんぽ

協会けんぽ 福井支部



TEL0776(27)8304
(保健グループ)



焼きなすとオリーブのサラダ

重症化するとさまざまな合併症を引き起こすだけでなく、高額な医療費がかかる「糖尿病」。そんな糖尿病の予防に効果的なレシピをご紹介します。

●材料(2人分)

- なす 4本(320g)
- ブラックオリーブのみじん切り 15g
- A パルサミコ酢 (または酢) 大さじ1
- しょうゆ 小さじ1
- チャービル 少々

●作り方

- 1 なすはヘタの周りにぐるりと包丁で浅く切り込みを入れ、網にのせて直火(または魚焼きグリル)で焼く。箸で転がしながら全体的に黒く焦げるまでじっくり焼く。
- 2 なすが熱いうちに皮をむく。
- 3 ボウルにAを入れて混ぜ合わせ、3cm程度に切ったなすを加えて和える。皿に盛り、チャービルを添える。

料理制作/wato (管理栄養士・フードコーディネーター)
スタイリング/UKO



ヘルシーポイント 酢には血糖値の上昇を抑える働きがあります。食欲促進や疲労回復の効果もあり、夏バテ予防のためにも毎日少しずつ摂るとよいでしょう。

INFORMATION

●8月の年金事務所相談のご案内

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

●9月の年金事務所相談のご案内

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

- 8:30~17:15
- 8:30~19:00 (相談時間を延長)
- 9:30~16:00 (休日相談日)

●8・9月の出張相談所の受付日時 必ず受付時間内にご来場ください

- 勝山市民会館
 - 8月 4日(木) 10:00~15:30
 - 9月 8日(木) 10:00~15:30
- 大野商工会議所
 - 8月25日(木) 10:00~15:30
 - 9月29日(木) 10:00~15:30
- 坂井地域交流センター(いねす)
 - 8月18日(木) 10:00~15:30
 - 9月15日(木) 10:00~15:30
- 小浜市文化会館4階(小浜市役所横)
 - 8月 9日(火) 25日(木) 10:00~15:00
 - 9月 8日(木) 21日(水) 10:00~15:00

(注) 12:00~13:00は休憩時間とさせていただきます。

街角の年金相談センター福井(オフィス)

年金に関するご相談にお応えします

相談は無料です
お気軽にご相談ください



福井市手寄1-4-1 AOSSA 2階 JR北陸本線・えちぜん鉄道「福井駅」東口出ですぐ

※お車で越しの際は、相談時間に応じて駐車券をご用意しておりますので、AOSSA地下駐車場が駅東パーキング(AOSSA裏の立体駐車場)をご利用ください。

〈受付時間〉月~金曜日 午前9時~午後5時15分 ※土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は休みです。

日本年金機構への届書等は、直接福井事務センターにお送りください

福井事務センターへ直接お送りいただくことにより、少しでも早くお客様のお手元に健康保険被保険者証や通知書等をお届けすることができます。

送付先 〒910-8573 日本年金機構 福井事務センター (郵便番号と事務センター名のみのご記入で届きます)

※福井事務センターでは郵送受付のみ行っており、来訪による受付は行っておりません。

縦じて保管しましょう